

小型防災ポンプ、動力ポンプおよびスタンドパイプならびにこれらの付属品の配備に関する要綱

制定 昭和52年 7月18日

改正 平成20年 1月29日 要綱第 6号

改正 平成27年 6月 4日 要綱第419号

(目的)

第1条 この要綱は、平常時または発災時における火災に対して、一般的防災対策が不可能な地域で、自らの町を自らの手で守ろうとする防災区民組織に対し、区が配備する小型防災ポンプ、動力ポンプおよびスタンドパイプならびにこれらの付属品（以下「ポンプ等」とする）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(配備基準)

第2条 ポンプ等は区が特に必要と認める場合、下記の基準により配備する。

(1) 小型防災ポンプおよび動力ポンプならびにこれらの付属品は、防災区民組織が結成され、かつ防火部またはそれに準ずる部の中にポンプに応じた隊が編成された組織に配備する。

(2) スタンドパイプならびにこれらの付属品は、防災区民組織が結成された組織に配備する。

(配備品目)

第3条 配備品目は、別表のとおりとする。

(運用)

第4条 小型防災ポンプおよび動力ポンプの運用は、第2条(1)の隊が行い、常時地域住民6名以上の防災要員を確保しておくものとする。なお、スタンドパイプにおける運用はこの限りでない。

(管理)

第5条 ポンプ等の管理は、品川区物品管理規則によるものとする。ただし、その保管については、防災区民組織本部長に依頼するものとする。

(点検整備)

第6条 小型防災ポンプおよび動力ポンプの点検整備は、毎月1回の放水点検および使用のつど実施するものとする。

(訓練)

第7条 配備されたポンプ等を使用しての訓練は、防災区民組織活動の一環として行うものとする。

(返還)

第8条 防災区民組織において必要がなくなったポンプ等については、区に返還するものとする。

付則

この要綱は平成27年6月4日から施行する。

別表

小型防災ポンプ、動力ポンプおよびスタンドパイプ付属品表

		物品名	数量	備考
小型 防災 ポンプ 内訳	本体	小型防災ポンプ	1	
	付属品	吸水管	1	吸水管用ストレーナー・ちり籠付
		ホース	5	
		筒先	1	噴霧ノズル付
		組立水槽	1	0.5 t用 格納袋付
		燃料携行缶	1	100ℓ用
		消火栓媒介金具	1	
		スピンドルドライバー	1	
		消火栓鍵	1	
		格納庫	1	1 m ² 以内
団旗	1			
動力 ポンプ 内訳	本体	動力ポンプ	1	
	付属品	吸水管	1	吸水管用ストレーナー・ちり籠付
		ホース	5	
		筒先	1	噴霧ノズル付
		組立水槽	1	1.0 t用 格納袋付
		燃料携行缶	1	100ℓ用
		消火栓媒介金具	1	
		スピンドルドライバー	1	
		消火栓鍵	1	
		鳶口	1	
		投光器	1	
		格納庫	1	5 m ² 以内
団旗	1			
スタンド パイプ 内訳	本体	スタンドパイプ	1	
	付属品	媒介金具	1	
		ホース	3	
		筒先	1	噴霧ノズル付
		スピンドルドライバー	1	
		消火栓鍵	1	
台車	1			

※スタンドパイプは小型防災ポンプおよび動力ポンプの配備状況によって、防災区民組織毎に配備内容および数量が異なる。